



# 佐賀県公報

平成17年  
1月26日  
(水曜日)  
第12560号

(◎印は、県例規集に登録するもの)

## 目次

### 告示

- 青少年に有害な図書等の指定 (二三・こども課) 一
- 介護保険法に基づく指定居宅サービス事業の廃止 (二四・長寿社会課) 二
- 平成十六年度製材業者の登録 (二五・林業課) 二
- 保安林の解除 (二六・森林整備課) 二

### 公告

- 特定非営利活動法人の設立の認証申請 (県民協働課) 三
- " " " " ( ) 三
- 特定非営利活動法人の定款変更の認証申請 ( ) 三
- 大規模小売店舗の変更に関する公示 (商工課) 四
- " " " " ( ) 五
- " " " " ( ) 六
- " " " " ( ) 九
- 林業用種苗生産事業者講習会の開催 (林業課) 一一
- 太良地区榎ノ内換地区換地計画 (農地整備課) 一一
- 太良地区杉谷換地区換地計画 ( ) 一二

## ○ 告示

### ●佐賀県告示第二十三号

佐賀県青少年健全育成条例(昭和五十二年佐賀県条例第二十四号)第十三条

第一項の規定により、青少年に有害な図書等として次のものを指定する。

平成十七年一月二十六日

佐賀県知事 古川 康

種類	指定番号	題名	製作発行所等	雑誌コード等	指定理由
雑誌	16-227	おとこのOFF 増刊コミックまあるまん2月号 Vol. 7	(株)ぶんか社	13702-2 ◎2/28	著しく青少年の性的感情を刺激し、又は著しく青少年の粗暴性若しくは残虐性を誘発し、若しくは助長し、その健全な育成を阻害するおそれがある。
"	16-228	本当にいたよ!! こんなにやさしいお姉さん BACHELOR 2月号増刊	(株)ダイアプレス	07538-02 ◎2005. 2/27	
"	16-229	COMIC ペンギンクラブ Vol. 222 2月号	辰巳出版(株)	17999-2	
"	16-230	COMIC 快樂天 2月号	(株)ワニマガジン社	13877-2	
"	16-231	漫画 ピンクタイム 2月号	マイウェイ出版(株)	18301-2	
"	16-232	Kissui きっすい VOL. 15 2月号	英知出版(株)	02801-2	
"	16-233	スーパー 写真塾 2月号	(株)コアマガジン	15431-2	
"	16-234	新妻が好きッ! GOKUH 2月号増刊 Vol. 2	(株)バウハウス	03798-02	
"	16-235	ビージーン Bejean Vol. 135 1月号	英知出版(株)	17645-1	
"	16-236	月刊バチェラー [BACHELOR] 2月号	(株)ダイアプレス	07537-02	
"	16-237	アサ芸 SPECIAL 週刊アサヒ芸能増刊1月17日号	(株)徳間書店	20018-1/17 ◎-05/2/16	
"	16-238	実話 マガジン・バン! 2月号	(株)マガジン・マガジン	18385-02	

●佐賀県告示第二十四号

介護保険法(平成九年法律第二百二十三号)第七十五条の規定により、指定居宅サービス事業者から次のとおり当該指定居宅サービス事業を廃止した旨の届出があった。

平成十七年一月二十六日

佐賀県知事 古川 康

サービスの種類	名称	所在地	廃止年月日
指定通所リハビリテーション	千葉内科循環器科シルバークエア	佐賀市天神二丁目三番三八号	平成一六・一二・二九

●佐賀県告示第二十五号

佐賀県木材業者及び製材業者登録条例(昭和二十七年佐賀県条例第五十二号)第五条第一項の規定により、平成十六年度製材業者を次のとおり登録した。

平成十七年一月二十六日

佐賀県知事 古川 康

登録番号	登録年月日	住所	名称	役員及び氏名
佐製伊第14号	平成17年1月13日	佐賀県伊万里市多賀谷三丁目1番1号	中国木材株式会社	代表取締役 堀川 保幸

●佐賀県告示第二十六号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十六条の二第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成十七年一月二十六日

佐賀県知事 古 川 康

- 一 解除に係る保安林の所在場所  
 藤津郡太良町大字多良字多良嶽八三七七の九・八三七七の一六（以上二筆  
 について次の図に示す部分に限る。）八三七七の二一、八三七七の二二
- 二 保安林として指定された目的

- 公衆の保健
- 三 解除の理由  
 道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その関係書類を佐賀県県土づくり本部森林整備課  
 及び太良町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○ 公 告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定による特  
 定非営利活動法人の設立の認証の申請があつたので、同条第2項の規定により  
 次のとおり公告する。

関係書類は、平成17年3月11日までさが元氣ひろば（県民総合相談・情報提  
 供窓口）において縦覧に供する。

平成17年1月26日

佐賀県知事 古 川 康

- 1 申請のあつた年月日  
 平成17年1月11日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人
  - (1) 名称 特定非営利活動法人へえーなん会
  - (2) 代表者の氏名 淺倉 豊紀
  - (3) 主たる事務所の所在地

佐賀県佐賀市兵庫南二丁目14番1号

(4) 定款に記載された目的

この法人は、地元商店主と地域住民に対して、イベント、人材育成、組  
 織運営支援、情報収集・発信、交流、調査・提言等に関する事業を行い、  
 魅力ある佐賀市兵庫南地区のまちづくりを寄与することを目的とする。

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定による特  
 定非営利活動法人の設立の認証の申請があつたので、同条第2項の規定により  
 次のとおり公告する。

関係書類は、平成17年3月14日までさが元氣ひろば（県民総合相談・情報提  
 供窓口）において縦覧に供する。

平成17年1月26日

佐賀県知事 古 川 康

- 1 申請のあつた年月日  
 平成17年1月13日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人

- (1) 名称 特定非営利活動法人 きたがた遊気の会
- (2) 代表者の氏名 奥野 廣幸
- (3) 主たる事務所の所在地  
 佐賀県杵島郡北方町大字大崎2166番地24
- (4) 定款に記載された目的

この法人は、水から自を清め、遊び心で勇氣をもって、何事にも正面か  
 ら積極的に取り組み、地域の支え合いを呼び起こすことを基本理念とし、  
 北方町内の公共水域の微生物を使った浄化活動や廃校となった分校を利用  
 した不登校の子供たちの社会復帰、また、住民参加型の美化活動やイベン  
 トを通じて地域の絆の構築を目指すことを目的とする。

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第3項の規定による定

款変更の認証の申請があつたので、同条第5項において準用する同法第10条第

2項の規定により次のとおり公告する。

関係書類は、平成17年3月14日までさが元氣ひろば（県民総合相談・情報提供窓口）において縦覧に供する。

平成17年1月26日

佐賀県知事 古 川 康

1 申請のあつた年月日

平成17年1月12日

2 申請に係る特定非営利活動法人

(1) 名称 特定非営利活動法人日本徳育指導協会

(2) 代表者の氏名 吉田 智哉

(3) 主たる事務所の所在地

佐賀県三養基郡基山町大字園部2782番地1

(4) 定款に記載された目的

この法人は、学校教育や家庭教育だけでは補いきれない青少年問題を、武道（空手・柔道・剣道・等）の指導を通し、体育・徳育として学び、協調性をもつ社会人として育成することを目的とする。

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条

第1項の規定により次のとおり届出があつたので、法第6条第3項において準用する法第5条第3項の規定により関係書類を縦覧に供します。

平成17年1月26日

佐賀県知事 古 川 康

1 大規模小売店舗の変更に関する届出の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

南佐賀ショッピングビル

佐賀市南佐賀一丁目22番1号

(2) 変更した事項

ア 大規模小売店舗を設置する者の住所

(変更前)

福岡市博多区博多駅南二丁目9番11号

(変更後)

福岡市博多区博多駅東三丁目13番21号

イ 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前)

(ア) ワックスバリュ九州株式会社

代表取締役 坂野邦雄

福岡市博多区博多駅南二丁目9番11号

(イ) 株式会社村岡屋

代表取締役 村岡朝子

佐賀市駅南本町3番18号

(ウ) 株式会社フオトラント

代表取締役 藤田一郎

佐賀市神野東四丁目13番16号

(エ) 株式会社セリア

代表取締役 河合宏光

岐阜県大垣市外濑2番38号

(オ) 株式会社ミドリ薬品

代表取締役 百崎文弘

鹿児島市東開町5番12号

(変更後)

(ア) ワックスバリュ九州株式会社

代表取締役 坂野 邦雄

<p>福岡市博多区博多駅東三丁目13番21号</p> <p>(イ) 株式会社村岡屋 代表取締役 村岡朝子 佐賀市駅南本町3番18号</p> <p>(ウ) 株式会社パーテックス 代表取締役 高取宗茂 佐賀市神野東四丁目13番16号</p> <p>(エ) 株式会社セリテ 代表取締役 河合宏光 岐阜県大垣市外測2番38号</p> <p>(オ) 株式会社ミドリ薬品 代表取締役 百崎文弘 鹿児島市東開町5番12号</p> <p>(3) 変更した年月日 平成16年9月9日</p> <p>(4) 変更する理由 建物設置者の住所の変更並びに小売業者の名称及び代表者の変更のため</p> <p>2 届出年月日 平成16年11月22日</p> <p>3 関係書類の縦覧</p> <p>(1) 縦覧場所 佐賀県農林水産商工本部商工課</p> <p>(2) 縦覧期間 平成17年1月26日から 平成17年5月25日まで</p> <p>4 その他 法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間内に、</p>	<p>意見の内容及びその理由並びに氏名又は名称及び住所又は所在地を記載した意見を佐賀県農林水産商工本部商工課（郵便番号840－8570 佐賀市城内一丁目1番59号）に到着するよう提出してください。</p> <p>大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定により次のとおり届出があったので、法第6条第3項において準用する法第5条第3項の規定により関係書類を縦覧に供します。</p> <p>平成17年1月26日 佐賀県知事 古 川 康</p> <p>1 大規模小売店舗の変更に係る届出の概要</p> <p>(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地 了'プラザ曾根崎 鳥栖市曾根崎町字古野2382番地</p> <p>(2) 変更した事項 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては代表者の氏名 （変更前） マックスバリュ九州株式会社 代表取締役 坂野邦雄 福岡市博多区博多駅南二丁目9番11号 （変更後） マックスバリュ九州株式会社 代表取締役 坂野邦雄 福岡市博多区博多駅南二丁目13番21号 イ 株式会社キャンポウ 代表取締役 城戸博司 東京都板橋区板橋三丁目9番7号</p>
---	---

<p>(3) 変更した年月日 平成16年9月9日</p> <p>(4) 変更する理由 小売業者の名称、代表者及び住所変更のため</p> <p>2 届出年月日 平成16年11月22日</p> <p>3 関係書類の縦覧 (1) 縦覧場所 佐賀県農林水産商工本部商工課</p> <p>(2) 縦覧期間 平成17年1月26日から 平成17年5月25日まで</p> <p>4 その他</p>	<p>大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定により次のとおり届出があったので、法第6条第3項において準用する法第5条第3項の規定により関係書類を縦覧に供します。</p> <p>平成17年1月26日</p> <p>佐賀県知事 古 川 康</p> <p>1 大規模小売店舗の変更に関する届出の概要 (1) 大規模小売店舗の名称及び所在地 多久地域主導型ショッピングセンター 多久市北多久町大字小待456番地</p>
<p>(2) 変更した事項 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 (変更前)</p> <p>ア ワックスバリュ九州株式会社 代表取締役 坂野邦雄 福岡市博多区博多駅南二丁目9番11号</p> <p>イ 株式会社アスライ 代表取締役 細田信行 広島市西区商工センター二丁目15番1号</p> <p>ウ 株式会社ミドリ薬局 代表取締役 百崎文弘 鹿児島市東開町5番12号</p> <p>エ 株式会社三喜 代表取締役 八木下真司 千葉県柏市中央町2番8号</p> <p>オ 有限会社リファーム三光サービス 代表取締役 宮崎栄二 福岡市早良区田隈三丁目67番2号</p> <p>カ 株式会社ミヤコ 代表取締役 山下一朗 福岡市早良区城西三丁目21番1号</p> <p>キ 株式会社タツミヤ 代表取締役 曲渕恵美子 東京都八王子市曉町一丁目32番13号</p> <p>ク 株式会社ヨネザワ 代表取締役 米澤房朝</p>	

<p>熊本市水前寺六丁目1番38号 株式会社佐賀玉屋</p> <p>代表取締役 田中丸善亮 佐賀市中の小路2番5号 株式会社原薬局</p> <p>代表取締役 原理恵 福岡市西区今宿六丁目3番201号</p> <p>サソカクヤ株式会社 代表取締役 高田誠一 福岡県大牟田市手鎌1181番地</p> <p>株式会社セリア 代表取締役 河合宏光 岐阜県大垣市本今五丁目74</p> <p>株式会社東商ストア 代表取締役 田中堅吾 多久市東多久町別府2663番地</p> <p>株式会社フロンソア 代表取締役 杉原昇 福岡県粕屋郡新宮町緑ヶ浜三丁目1番1号</p> <p>株式会社村岡屋 代表取締役 村岡史麻 佐賀市駅南本町3番18号</p> <p>有限会社山輝園 代表取締役 伊藤輝博 藤津郡嬉野町大字不動山甲455番1号</p> <p>株式会社ナカニシ 代表取締役 中西弘</p>	<p>鳥取市富安2番70号 株式会社了りギス</p> <p>代表取締役 永井隆造 多久市北多久町大字多久原184番5号 林口民雄</p> <p>多久市北多久町大字小侍456番地 園田邦彰</p> <p>多久市北多久町大字小侍771番7号 南里汎</p> <p>多久市北多久町大字小侍1045番22号 飯盛英幸</p> <p>多久市北多久町大字小侍724番5号 横尾利一</p> <p>多久市北多久町大字小侍804番地6号 吉原文隆</p> <p>多久市北多久町大字小侍596番地 川下廣一</p> <p>多久市北多久町メインアルタウン6番9号 角田美樹</p> <p>武雄市武雄町富岡11680番2号 相場努</p> <p>多久市北多久町大字小侍1375 (変更後)</p> <p>マックスバリュ九州株式会社 代表取締役 坂野邦雄 福岡市博多区博多駅東三丁目13番21号</p> <p>株式会社ミドリ薬局</p>
--	--

代表取締役 百崎文弘 鹿児島市東開町5番12号 株式会社三喜	代表取締役 杉原昇 福岡県粕屋郡新宮町緑ヶ浜三丁目1番1号 株式会社村岡屋
代表取締役 八木下真司 千葉県柏市中央町2番8号	代表取締役 村岡朝子 佐賀市駅南本町3番18号
有限会社リフホーム三光サービス 代表取締役 宮崎栄二 福岡市早良区田隈三丁目67番2号	有限会社山輝園 代表取締役 伊藤輝博 藤津郡嬉野町大字不動山甲455番1号
株式会社ミヤコ 代表取締役 山下一朗 福岡市早良区城西三丁目21番1号	株式会社ナカニシ 代表取締役 中西弘 鳥取市富安2番70号
株式会社タツミヤ 代表取締役 曲淵恵美子 東京都八王子市睦町一丁目32番13号	株式会社アリギス 代表取締役 永井隆造 多久市北多久町大字多久原184番5号
株式会社ヨネザワ 代表取締役 米澤房朝 熊本市水前寺六丁目1番38号	林口民雄 多久市北多久町大字小侍456番地
株式会社佐賀玉屋 代表取締役 田中丸善亮 佐賀市中の小路2番5号	園田邦彰 多久市北多久町大字小侍771番7号
株式会社セリア 代表取締役 河合宏光 岐阜県大垣市本今五丁目74	南里汎 多久市北多久町大字小侍1045番22号
株式会社東商ストア 代表取締役 田中堅吾 多久市東多久町別府2663番地	飯盛英幸 多久市北多久町大字小侍724番5号
株式会社フアンソア	横尾利一 多久市北多久町大字小侍804番地6号
	吉原文隆 多久市北多久町大字小侍596番地
	川下廣一

<p>多久市北多久町メイプルタウン6番9号        又 角田美樹        武雄市武雄町富岡11680番2号        ネ 相場努        多久市北多久町大字小侍1375</p> <p>(3) 変更した年月日        平成16年9月9日</p> <p>(4) 変更する理由        小売業者の住所変更及び撤退のため</p> <p>2 届出年月日        平成16年11月22日</p> <p>3 関係書類の縦覧        (1) 縦覧場所        佐賀県農林水産商工本部商工課        (2) 縦覧期間        平成17年1月26日から        平成17年5月25日まで</p> <p>4 その他        法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間内に、意見の内容及びその理由並びに氏名又は名称及び住所又は所在地を記載した意見書を佐賀県農林水産商工本部商工課（郵便番号840-8570 佐賀市城内一丁目1番59号）に到着するよう提出してください。</p> <p>大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定により次のとおり届出があったので、法第6条第3項において準用する法第5条第3項の規定により関係書類を縦覧に供します。        平成17年1月26日</p>	<p>佐賀県知事 古 川 康</p> <p>1 大規模小売店舗の変更に関する届出の概要        (1) 大規模小売店舗の名称及び所在地        ワックスバリエニ寺店        佐賀郡大和町大字ニ寺1477の4        (2) 変更した事項        ア 大規模小売店舗の名称        (変更前)        ハローニ寺店        (変更後)        ワックスバリエニ寺店        イ 大規模小売店舗を設置する者の住所        (変更前)        福岡市博多区博多駅南二丁目9番11号        (変更後)        福岡市博多区博多駅東三丁目13番21号        ウ 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名        (変更前)        (ア) ワックスバリエニ九州株式会社        代表取締役 坂野邦雄        福岡市博多区博多駅南二丁目9番11号        (イ) 株式会社フオトラント        代表取締役 藤田一郎        佐賀市神野東四丁目13番16号        (ウ) 山下欽二郎        藤津郡嬉野町大字下宿甲483</p>
--	---

<p>(エ) 株式会社原薬局 代表取締役 原守男 福岡市西区大字徳永440番地の5</p> <p>(フ) 株式会社村岡屋 代表取締役 村岡朝子 佐賀市駅南本町3番18号</p> <p>(変更後)</p> <p>(フ) ワックスバリュ九州株式会社 代表取締役 坂野 邦雄 福岡市博多区博多駅東三丁目13番21号</p> <p>(イ) 株式会社原薬局 代表取締役 原守男 福岡市西区大字徳永440番地の5</p> <p>(3) 変更した年月日 平成16年9月9日</p> <p>(4) 変更する理由 建物設置者の住所及び店舗名称の変更並びに小売業者の撤退のため</p> <p>2 届出年月日 平成16年11月22日</p> <p>3 関係書類の縦覧</p> <p>(1) 縦覧場所 佐賀県農林水産商工本部商工課</p> <p>(2) 縦覧期間 平成17年1月26日から 平成17年5月25日まで</p> <p>4 その他 法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間内に、</p>	<p>意見の内容及びその理由並びに氏名又は名称及び住所又は所在地を記載した意見書を佐賀県農林水産商工本部商工課（郵便番号840－8570 佐賀市内一丁目1番59号）に到着するよう提出してください。</p> <p>大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定により次のとおり届出があったので、法第6条第3項において準用する法第5条第3項の規定により関係書類を縦覧に供します。</p> <p>平成17年1月26日 佐賀県知事 古 川 康</p> <p>1 大規模小売店舗の変更に関する届出の概要</p> <p>(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地 ワックスバリュ有田店 西松浦郡有田町新南川良45番地 外</p> <p>(2) 変更した事項 ア 大規模小売店舗の名称 (変更前) ウエルwert有田店 (変更後) ワックスバリュ有田店</p> <p>イ 大規模小売店舗を設置する者の住所 (変更前) 福岡市博多区博多駅南二丁目9番11号 (変更後) 福岡市博多区博多駅東三丁目13番21号</p> <p>ウ 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 (変更前)</p>
--	--

<p>(7) ワックスバリュ九州株式会社 代表取締役 坂野邦雄 福岡市博多区博多駅南二丁目9番11号</p> <p>(4) 株式会社むらい 代表取締役 村井武博 唐津市和多田大土井4794番地</p> <p>(変更後)</p> <p>(7) ワックスバリュ九州株式会社 代表取締役 坂野 邦雄 福岡市博多区博多駅東三丁目13番21号</p> <p>(4) 株式会社むらい 代表取締役 村井武博 唐津市和多田大土井4794番地</p> <p>(4) 株式会社大創産業 代表取締役 矢野博文 広島県東広島市西条吉行東一丁目4番14号</p> <p>(3) 変更した年月日 平成16年9月9日</p> <p>(4) 変更する理由 建物設置者の住所及び店舗名称の変更並びに小売業者の入れ替えのため</p> <p>2 届出年月日 平成16年11月22日</p> <p>3 関係書類の縦覧</p> <p>(1) 縦覧場所 佐賀県農林水産商工本部商工課</p> <p>(2) 縦覧期間 平成17年1月26日から</p>	<p>平成17年5月25日まで</p> <p>4 その他 法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間内に、意見の内容及びその理由並びに氏名又は住所又は所在地を記載した意見書を佐賀県農林水産商工本部商工課（郵便番号840-8570 佐賀市内一丁目1番59号）に到着するよう提出してください。</p> <p>林業種苗法（昭和45年法律第89号）第11条第1項の規定に基づき林業用種苗生産事業者講習会を次のとおり開催する。</p> <p>平成17年1月26日</p> <p>1 日 時 平成17年3月3日（木） 佐賀県知事 古 川 康 午前10時から午後5時まで</p> <p>2 場 所 佐賀県佐賀郡大和町大字池上3408 佐賀県林業試験場</p> <p>3 講習手数料 14,000円</p> <p>4 申込方法 申込用紙に必要事項を記入し、収入証紙をはり付けて、平成17年2月18日までに佐賀県生産振興部林業課間伐造林担当（郵便番号840-8507 佐賀市内一丁目1番59号）へ郵送又は持参すること。</p> <p>5 問い合わせ先 佐賀県生産振興部間伐造林担当（電話0952-25-7131）、 農林事務所林務課又は佐賀県山林種苗緑化協同組合（電話0952-24-3663）</p> <p>土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第1項の規定により、県営土地改良事業（中山間地域総合整備）太良地区榎ノ内換地区の換地計画を定め、同条第4項において準用する同法第87条第5項の規定により、関係書</p>
--	--

類を次のとおり縦覧に供する。

平成17年1月26日

佐賀県知事 古川 康

1 縦覧に供する書類

県営土地改良事業(中山間地域総合整備)太良地区榎ノ内換地区換地計画書の写し

2 縦覧の期間

平成17年1月27日から平成17年2月25日まで

3 縦覧の場所

太良町役場

土地改良法(昭和24年法律第195号)第89条の2第1項の規定により、県営土地改良事業(中山間地域総合整備)太良地区杉谷換地区の換地計画を定めたので、同条第4項において準用する同法第87条第5項の規定により、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成17年1月26日

佐賀県知事 古川 康

1 縦覧に供する書類

県営土地改良事業(中山間地域総合整備)太良地区杉谷換地区換地計画書の写し

2 縦覧の期間

平成17年1月27日から平成17年2月25日まで

3 縦覧の場所

太良町役場

購読料 一か年二八、八〇〇円(送料共)  
申込先 佐賀県経営支援本部総務法制課

平成十七年一月二十六日印刷及び発行  
発行者 佐賀県知事 古川 康

発行定日 毎週月水金曜日  
印刷所 西部印刷企画(株)